

令和6年度 市民提案型地域づくり事業補助金 募集要項（簡易版）

※ 令和6年度中に円滑に事業を行っていただくため、令和6年度当初予算の確定前から募集しております。そのため、募集内容に変更がある場合もありますので、ご了承ください。令和5年度から事業内容を一部変更して、従来の「テーマ指定型事業」を廃止し、「地域チャレンジ型事業」を新たに追加しました。

1 補助対象事業

補助金の対象となる事業（活動）は、次の要件が満たされる事業です。

- (1) 市内で実施される事業であること。
- (2) 市民の利益につながる事業であること。
- (3) 公益上の必要性がある事業であること。
- (4) 共生・協働のまちづくりの視点から必要と認められる事業であること。

2 事業の区分

(1) テーマ自由型地域づくり事業

団体が、地域課題解決のためのテーマと事業内容を提案し実施する事業

NEW

(2) 地域チャレンジ型事業

市内の特定地域の活性化を目的とした事業を対象とします。特定地域とは、市内の24地区・校区とし、各地区・校区内を範囲とします。

3 受付期間等

期 間：令和6年2月5日（月）～令和6年3月15日（金）

※ 受付後、募集要項との適合を審査し、申請内容の見直しを求める場合があります。

受付時間：平日のみ 午前8時30分～午後5時

受付場所：

- ・本庁企画政策課 地域コミュニティ係 ☎0986-76-8802
- ・大隅支所地域振興課 地域振興係 ☎099-482-5921
- ・財部支所地域振興課 地域振興係 ☎0986-72-0931

4 補助対象団体の要件

補助対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とし、法人、NPO法人、自治会、公民館、任意団体、グループ等の形は問いません。また、この補助金の活用のため新しく設立される団体でも構いません。なお、補助金の受取りには団体名義の預金口座が必要です。

- (1) 3人以上で組織されていること。
- (2) 事務所が市内にあり、代表者が市内在住であること。
- (3) 代表者が明らかで、当該団体の設置の趣旨及び活動が明確であり、予算、決算等の会計処理が明確であること。
- (4) 事業の企画立案から実績報告まで自ら行うことができること。

5 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとします。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てた額が補助金の額となります。また、同一団体による同一事業については事業区分に関わらず3年間までの補助とします。



| 事業区分 | 補助率及び限度額 | 対 象 |
|----------|-----------------------|--------------|
| テーマ自由型 | 補助対象経費の90% 限度額20万円 | 継続申請 3回まで |
| 地域チャレンジ型 | | |

6 補助対象経費等

(補助金の交付の対象となる経費及び対象外となる経費)

| 補助対象経費 (※2) | | | 補助対象外経費 | | |
|-------------|----------|-----------------------------|---------|----------------------|----------------------|
| 1 | 謝金 | 講師, 出演者等への謝礼金等 | 1 | 交際費 | 寄付, 他団体等との交流費用, お土産代 |
| 2 | 旅費 | 講師, 出演者等の公共交通機関の交通費や宿泊費の実費等 | 2 | 慶弔費 | 団体構成員, 構成員以外を問わない |
| 3 | 印刷製本費 | チラシ・ポスターなどの複製費等 | 3 | 懇親会費 | 団体構成員で行う懇親会費用 |
| 4 | 消耗品費 | 文具・用紙代・材料代 | 4 | 積立金 | 積立金 |
| 5 | 通信運搬費 | 郵送料(切手代等), 宅配料等 | 5 | 他の団体への負担金及び補助金並びに予備費 | 会費や他団体への補助及び予備費 |
| 6 | 使用料及び賃借料 | 機器類の借上げ料, イベント会場等の借上げ料 | | | |
| 7 | その他必要な経費 | 事業執行上必要と認められる経費 | 6 | 団体の経常的な管理運営経費 | 事務所の賃借料及び光熱費 |
| | | | 7 | 飲食費 | ※1 会議用のお茶等は可 |

※1 飲食費については原則認めないこととしますが、会議用のお茶代(茶菓子は不可)は対象経費と見なします。

※2 補助対象経費の項目のうち、以下のものは対象外となります。

| 対象外となるもの | | |
|----------|----------|--|
| 1 | 謝金 | ・団体の構成員や事業に携わるスタッフに対する謝礼 |
| 2 | 旅費 | ・団体の構成員の旅費 ・高速道路料金, ガソリン代等 |
| 4 | 消耗品費 | ・事業の目的外の原材料の購入 ・事業のみに使用することが明確でない消耗品の購入 |
| 8 | その他必要な経費 | ・販売又は配布する物品の購入 |
| - | 備品購入費 | ・事業のみに使用することが明確でない備品の購入 |